

答 申 第 43 号
令和3年6月30日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育課教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年1月14日付けR2 教学相第476号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第52号

「令和元年11月14日付けH31 教学相第497号により開示した資料『令和元年5月7日H31 教学相第221号個人情報開示請求に係る非開示決定について』及び『令和元年5月10日H31 教学相第231号個人情報開示請求に係る非開示決定について』」に係る個人情報非訂正決定に対する審査請求

答申第 43 号
(諮問第 52 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、「令和元年 11 月 14 日付け H31 教学相第 497 号により開示した資料『令和元年 5 月 7 日 H31 教学相第 221 号個人情報開示請求に係る非開示決定について』（開示資料番号 94）及び『令和元年 5 月 10 日 H31 教学相第 231 号個人情報開示請求に係る非開示決定について』（開示資料番号 95。以下これらを「本件対象個人情報」という。）」の訂正を請求したのに対し、実施機関が令和元年 12 月 27 日付けで個人情報非訂正決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 請求人に対するいじめ事案は、いじめ防止対策推進法に定める重大事態に該当するものとして取り扱うべきであったことは明らかであり、実施機関の『『重大事態』に該当せず』及び『『重大事態』には該当しないものにとらえているため』という認識は、同法の定めに対するものである。
- (2) 文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、いじめの重大事態が発生した際の事態の把握や報告、被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明と調査の実施、公表に至るまでの学校の対応の仕方等、対応の進め方について規定しているが、実施機関の対応はこれと大きく異なっている。したがって、本件対象個人情報の訂正及び記載の追加を欠くと、実施機関は、同ガイドラインから大きく逸脱してしまうこととなる。
- (3) 実施機関は、請求人に対するいじめ事案について、文部科学省から重大事態として同ガイドラインに沿った対応を行うよう何度も指導及び助言を受けているにも関わらず、実施機関は、これに従わず、法令に違反し続けている。したがって、当該事案については、明らかに「追加の記載がなければ記載自体が誤りであるといえるほどの不備がある場合」に該当する。
- (4) 実施機関は、本件対象個人情報を訂正しない理由として、『『重大事態』に該当せず』及び『『重大事態』には該当しないものにとらえているため』という記述は、いずれも個人情報非開示決定を行うと判断した理由を述べた部分であって、事実を記載したものではないため、条例第 28 条に基づく訂正請求の対象とはならないとしているが、本件対象個人情報には、「実施機関は請求人に対するいじめ事案を重大事態として認識せず、これに対し必要な対応をとっていないことから、いじめ防止対策推進法に違反している」という「事実」が記載されていると言える。したがって、本件対象個人情報は訂正請求の対象となる。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

本件対象個人情報とは、当時未成年であった請求人の法定代理人である父が、請求人を本人として平成31年2月27日及び平成31年3月13日付けで行った個人情報開示請求に対し、対象個人情報不存在の非開示決定を行ったこと及びその判断を行った理由を通知するために作成し、請求人の父あてに送付した通知書の実施機関の控え（写し）である。

本件対象個人情報のうち、『『重大事態』に該当せず』という記述及び『『重大事態』には該当しないものにとらえているため』という記述は、いずれも非開示決定を行うと判断した理由を述べた部分であって、事実を記載したものではない。したがって、条例第28条に基づく訂正請求の対象とはならない。

また、非開示決定通知書は既に請求人の父に送付済みであり、非開示決定を行うと判断した理由を処分の手方に通知するという本件対象個人情報の利用目的は達成されていることから、通知後にこの訂正を行うことは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるものである。

5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件訂正請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人（当時1年生）が在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年度に請求人（当時2年生）と同級生との間でSNS（LINE）に係るトラブルが発生し、このことが原因となって請求人が学校を欠席することが多くなった。
- (3) 平成31年2月27日に、当時未成年者であった請求人の法定代理人である請求人の父が、請求人を代理して、「請求人へのいじめ（LINEいじめ）が『重大事態』に該当する事案であるのにも関わらず、未だに第三者委員会にて調査が行われていないこと」に係る、学校及び市教委内で行われた会議等に係る文書記録」等の開示請求を行い、実施機関はこれに対し、請求のあった個人情報は不存在であるとして令和元年5月7日付けで非開示決定を行った。
- (4) 平成31年3月13日に、当時未成年者であった請求人の法定代理人である請求人の父が、請求人を代理して、「請求人へのいじめ（LINEいじめ）を『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱ってきた、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議記録等文書」等の開示請求を行い、実施機関はこれに対し、請求のあった個人情報は不存在であるとして令和元年5月10日付けで非開示決定を行った。

6 審議会の判断

- (1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、請求人が、条例第14条の規定に基づいて開示請求を行い、令和元年11月14日付けで開示決定され開示の実施を受けた本件対象個人情報について、別紙のとおり、その訂正を求めるものである。

請求人は原処分の取消しを求めているが、実施機関は原処分を妥当としていることから、以下、請求人の訂正請求権の有無及び本件対象個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討

する。

(2) 請求人の訂正請求権の有無について

訂正請求については、条例第 28 条第 1 項において「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者は、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求……をすることができる。」と規定されている。

本件対象個人情報は、上記(1)のとおり、請求人が行った個人情報開示請求により開示を受けた、請求人を本人とする個人情報であることから、請求人は、条例第 28 条第 1 項の「自己を本人とする個人情報……の開示……を受けた者」に該当する。

(3) 本件対象個人情報の内容及び利用目的並びに訂正請求対象情報該当性について

本件対象個人情報は、その体裁や内容から、実施機関が説明するように、当時未成年であった請求人の法定代理人である父が、請求人を本人として行った個人情報開示請求に対し、請求のあった個人情報は不存在である旨の非開示決定を行ったこと及びその判断を行った理由を通知する目的で作成し利用されたものであることが明らかである。

このうち、本件訂正請求において訂正が求められているのは、請求人側からの開示請求に対し、実施機関が請求のあった個人情報を保有していないことの理由として、実施機関は請求人に対するいじめ事案をいじめ防止対策推進法の「重大事態」に当たるものとは認識していない旨を記載した箇所である。

これは、請求人側からの開示請求の内容が、5(3)及び(4)のとおり、実施機関が請求人に対するいじめ事案を「重大事態」であると認識し、対応していることを前提としたものであったことから、非開示決定の理由の通知にあたり、実施機関としての認識は異なる旨を請求人側に伝えるために記載したものと認められる。

したがって、当該部分は実施機関の認識を示したものであり、評価、診断、意見等の主観的に判断される事項であって、客観的に判断できる事項ではないことから、条例第 28 条第 1 項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別紙

請求人が求める訂正請求事項

「令和元年5月7日 H31 教学相第 221 号個人情報開示請求に係る非開示決定について」記載事項のうち、「『重大事態』に該当せず」及び「令和元年5月10日 H31 教学相第 231 号個人情報開示請求に係る非開示決定について」記載事項のうち、「いじめ防止対策推進法に係る『重大事態』には該当しないものにとらえているため」を訂正

「『重大事態』に該当しているので、いじめの重大事態発生時の事態の把握や報告、被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明と調査の実施、公表等々を行うこととする。なお、重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることになる。」と挿入

審議会の処理経過

(諮問第 52 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 1. 19 (令和2年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 2. 18 (令和2年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 3. 25 (令和2年度第10回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 6. 22 (令和3年度第2回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った